

道路の使用許可取扱要領を下記のように定め、昭和53年9月1日から実施する。

なお、アーケードの設置基準制定について（昭和30年訓達第15号）、道路使用関係の願届処理について（昭和32年訓達第27号）及び道路使用の許可基準について（昭和36年兵警交一発第418号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第2号。以下「命令」という。）及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）の規定に基づき、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）が行う道路の使用許可（以下「許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 申請書の受理等

法第78条第1項の規定による道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）の提出を受けたときは、次によるものとする。

- (1) 法による許可及び道路法（昭和27年法律第180号）による道路の占用許可（以下「占用許可」という。）を必要とする場合において、申請書とともに、道路占用許可申請書（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）様式第5。以下「占用許可申請書」という。）の提出を受けたときは、道路法第32条第4項の規定により、当該占用許可申請書を速やかに当該道路の管理者に送付すること。
- (2) 地下鉄工事、管路埋設工事その他の著しく交通の障害となり、又は交通に危険を及ぼすおそれがある工事に係る許可の申請は、原則として、これらの工事起業者に行わせること。
- (3) 申請書を受理するに当たっては、次に掲げる事項を確認すること。
  - ア 記載事項の適否
  - イ 他の法令等による許可、認可等の必要の有無
  - ウ 他の工事等との競合の有無
  - エ 土地又は建物の所有者、占有者又は居住者の同意が必要と認められる場合における当該同意の有無
- (4) 申請書には、次に掲げる書類を添付させること。
  - ア 使用の場所、区間、方法、形態等を明らかにした図面又は書面
  - イ 爆発、漏水その他の事故が発生するおそれのある工事又は作業については、有事の速報体制、非常用具の備付け等についての計画書
  - ウ その他許可の適否の判断に必要と認められるもの
- (5) 申請書及び添付書類に不備があったとき、又は行為の内容が交通部長が定める許可基準例に適合しないと認められるときは、これを補正、変更等の措置を執らせるなど適切な処理に努めること。
- (6) 申請書を受理したときは、交通部長が定める様式の連絡票を交付すること。

第3 道路管理者との協議

道路法第32条第5項、法第79条及び第80条並びに命令の規定による道路の管理者との協議の取扱いは、道路の占用許可及び道路の使用許可に係る協議等に関する事務の取扱要領（昭和47年兵庫県警察本部と道路管理者との申合せ。別添）によるものとする。

なお、申合せが行われていない道路の管理者との協議についても、これに準じて取り扱うものとする。

第4 関係警察署長との協議

許可の申請若しくは道路の管理者から占用許可について協議があった場合において、使用する場所が他の警察署等の管轄にわたるとき、又は他の警察署等の管轄地域の交通に著しい障害を及ぼすおそれがあるときは、当該警察署長等と協議して措置するものとする。

## 第5 交通規制課長に対する通報

次に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に通報の上、処理するものとする。

- (1) アーケード、地下街、地下通路、上空通路等の設置のため、道路の管理者及び関係機関との協議を要する許可の申請があったとき。
- (2) 交通の頻繁な道路における道路改良工事、地下鉄工事、管路埋設工事、集団行進、マラソン、ラリー、祭礼行事等で、著しく交通の障害となり、広域にわたって交通規制又は交通整理を必要とする許可の申請があったとき。
- (3) 前記(1)及び(2)以外で、特異な行為に係る許可の申請があったとき。
- (4) 不許可にしようとするとき。
- (5) 許可を取り消し、又は効力を停止しようとするとき。
- (6) 前記(1)、(2)及び(3)に係るもので、許可条件を変更し、又は新たに許可条件を付加しようとするとき。
- (7) 前記(1)から(6)までのほか、通報の必要があるものとして交通規制課長が別に示すもの。

## 第6 許可及び許可証の交付

1 法第77条第2項の規定により許可するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 原則として現地調査を行うこと。
- (2) 許可の内容の基準は、許可基準例を参考にすること。
- (3) 許可の単位は、原則として、道路を使用する一の行為ごとに1件として取り扱うこと。ただし、法第77条第1項第2号に規定する工作物を設置しようとする者が当該設置のため同項第1号に規定する作業をしようとする場合など、二以上の行為を包括して取り扱うことが合理的と認めるときは、1件の許可により当該二以上の行為を行うことができるものとする。
- (4) 条件を付する場合は、交通部長が定める許可条件例を参考にすること。
- (5) 条件を別紙に記載したときは、道路使用許可証（以下「許可証」という。）と契印すること。
- (6) 条件を付した場合（変更し、又は新たに付加した場合を含む。）は、許可証に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定による教示事項を記載すること。

2 法第78条第3項の規定による許可証の交付は、原則として、当該許可の申請者に対して行うこと。この場合において、道路法第32条第5項及び法第79条の規定により、道路の管理者と協議の上、許可したものについては、当該管理者に回答した後、交付するものとする。

3 受領されていない許可証があるときは、申請者に対して当該許可証を受領するよう促すこと。

なお、許可期間の終了後において受領されなかった許可証があるときは、当該許可証について申請書の控えに添付しておくものとする。

## 第7 不許可処分の措置

申請書を受理した場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないため、不許可にするときは、次に掲げる手続によるものとする。

- (1) 被処分者に対して、交通部長が定める様式の道路使用許可申請の不許可通知書（以下「不許可通知書」という。）を交付するとともに、申請書及び第2の(4)の規定により添付された書類を還付すること。
- (2) 不許可通知書の控えを、申請書の控えに添付しておくこと。
- (3) 交通部長が定める様式の道路使用許可に関する（不許可、取消、停止）処分報告書により、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告（交通部交通規制課経由。以下同じ。）をすること。

## 第8 許可条件の変更

法第77条第4項の規定により、許可条件を変更し、又は新たに付加するときは、次に掲げる手続によるものとする。

- (1) 当該許可の申請者に対して、交通部長が定める様式の条件変更通知書を交付すること。
- (2) 条件変更通知書の控えを、申請書の控えに添付しておくこと。

## 第9 許可の取消し又は停止の措置

法第77条第5項の規定により、許可の取消し（以下「取消し」という。）又は許可の効力の停止（以下「停止」という。）を行うときは、次に掲げる手続等によるものとする。

### 1 取消しの基準

- (1) 許可条件違反により、重大な交通事故が発生したとき。
- (2) 停止の処分を受けた者が、再び許可条件違反により、交通の危険又は障害を発生させたとき。
- (3) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、他に手段がないと認められるとき。

### 2 停止の基準

- (1) 許可条件違反により、交通人身事故が発生したとき。
- (2) 再度の警告にもかかわらず、許可条件違反により、交通の危険又は著しい交通渋滞を発生させたとき。
- (3) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要があると認められるとき。

### 3 停止の期間

停止の期間は、交通の危険又は障害を排除するために必要な期間とする。

### 4 取消し又は停止の手続き

- (1) 取消し又は停止を行うに当たっては、写真又は見取図により、違反の状況等を明らかにした報告書を作成するとともに、当該違反行為に係る関係者からの聴取を行い、処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。
- (2) 被処分者に対して、弁明等の機会の付与通知書（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領について（平成9年兵警運例規第9号。以下「意見の聴取事務処理要領」という。）様式第13号）を交付し、及び被処分者又はその代理人から弁明を録取して、弁明調書（意見の聴取事務処理要領様式第14号）を作成すること。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- (3) 取消し又は停止の処分は、被処分者に対して、交通部長が定める様式の道路使用許可の取消（停止）通知書を交付するとともに、許可証を返納させて行うこと。  
なお、停止処分の場合、停止の期間が終了したときは、返納させている許可証に停止処分の日及び停止の日数を記載したうえ、被処分者に還付すること。
- (4) 前記(1)、(2)及び(3)により作成した書類又はその写しを、申請書の控えに添付しておくこと。
- (5) 取消し又は停止処分をしたときは、道路使用許可に関する（不許可、取消、停止）処分報告書により、本部長に報告すること。

### 5 取消し又は停止後の措置

- (1) 道路の使用許可行為を、直ちに中止させること。
- (2) 取消した場合は、速やかに道路を原状に回復する措置を執らせること。
- (3) 停止した場合は、必要な保安要員の配置、保安施設の設置等により、又は道路を原状に回復する措置を執らせるなど、事故の防止に当たらせること。

## 第10 許可証記載事項の変更

法第78条第4項の規定による道路使用許可証記載事項変更届（以下「変更届」という。）の提出を受けたときは、審査の上、変更の内容に係る許可の同一性が認められる場合にあっては変更に係る事項を許可証に記載し当該記載箇所の上に公印（兵庫県警察における公印の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第15号）別表に定める高速道路高速隊長印又は警察署長印をいう。）を押印して交付するとともに変更届を申請書の控えに添付しておくものとし、変更の内容に係る許可の同一性が認められないなど新たな判断が必要になる場合にあっては新たに許可の申請を行うよう指導するものとする。

## 第11 許可証の再交付

- 1 法第78条第5項の規定による道路使用許可証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、当該再交付申請書と併せて申請書1通及び再交付前の許可証の提出を受け、許可の

期間及び再交付の理由を調査の上、再交付するとともに、再交付申請書及び再交付前の許可証は再交付前の申請書の控えに添付しておくものとする。ただし、再交付に係る許可証を亡失し、又は滅失しているときは、当該許可証を提出させることは要しない。

- 2 許可証を再交付するときは、再交付する許可証の交付年月日欄に再交付の対象となる再交付前の許可証の交付年月日を転記し、当該許可証の余白に「再交付」及び「再交付年月日」を朱書きするとともに、許可番号は再交付前の許可証の番号の枝番号とすること。

#### 第12 許可申請処理簿等の作成

- 1 申請書、再交付申請書及び変更届（以下「申請書等」という。）を受理したときは、申請書等に受理年月日を記載するとともに、交通部長が定める様式の道路使用許可申請処理簿に必要事項を登載し、申請受理者、許可証交付者及びその処理結果を明らかにしておくものとする。
- 2 許可の期間が1年を超える申請（以下「長期の申請」という。）を受理したときは、前記1の規定による登載のほか、申請ごとに交通部長が定める様式の道路使用許可申請書長期保存管理票を作成し、許可の内容等を明らかにしておくとともに、当該申請に係る申請書の控えについては右上の欄外に「長期」と朱書きし、保存期間中において、年1回以上、その保存状況を点検すること。

#### 第13 編冊

許可申請に係る関係書類のうち、次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める簿冊等に編冊するものとする。

書類	簿冊等
道路使用許可申請書の控え 道路使用許可証記載事項変更届 道路使用許可証再交付申請書 道路使用許可申請の不許可通知書の控え 条件変更通知書の控え 道路使用許可の取消し（停止）通知書の写し	道路使用許可申請関係編冊
道路使用許可申請書長期保存管理票	道路使用許可申請書長期保存管理簿
長期の申請に係る申請書の控え等	長期保存用道路使用許可申請関係編冊

#### 第14 関係書類等の保存

許可申請に係る関係書類等の保存期間は、兵庫県警察公文書管理規程（令和3年兵庫県警察本部告示第17号）によるほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 道路使用許可申請処理簿の保存期間は5年とする。
- (2) 道路使用許可申請関係編冊に編冊する関係書類の保存期間は1年とする。
- (3) 道路使用許可申請書長期保存管理票及び長期の申請に係る申請書の控え等の保存期間は許可期間経過後1年とする。

#### 第15 許可後の措置

許可した場合（許可証記載事項又は許可条件を変更した場合を含む。）は、許可条件の遵守状況、事故防止措置の状況等について、現場指導を適正に行うものとする。

#### 第16 緊急工事等の取扱い

警察署長等は、法第77条第1項の規定による許可を受けようとする者（同項第1号の者に限る。）が当該許可に係る工事又は作業を緊急に行うため事前に道路使用許可申請書を提出するいとまがないと認めるときは、口頭により当該工事又は作業の実施場所、内容等を報告させるとともに、その内容を交通部長が定める様式の緊急工事通報受理簿に記載した後、工事又は作業に着手させ、以後速やかに申請書を提出させること。

#### 第17 報告

- 1 各月における許可の取扱状況を、交通部長が定める様式の道路使用許可件数及び現場指導結果報告書により、翌月の5日までに交通規制課長に報告すること。

2 許可の現場における交通事故その他重要特異な事故の発生を認知したときは、交通部長が定める様式の道路使用許可現場における事故発生状況報告書により、速やかに交通規制課長に報告すること。

別添 道路の占用許可および道路の使用許可に係る協議等に関する事務の取扱要領の申し合わせについて  
【 省 略 】